

## ●香川県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 保安林の所在場所

高松市塩江町安原下第1号字コウソ1493の6、1494の21、1494の38、1494の45、1494の48、字野神1587の6、1587の51から1587の53まで、塩江町安原下第2号字高橋1917の12、1918の1、1918の2、1919の4、1921の1、1921の4から1921の6まで、1921の11から1921の14まで、1921の16、1921の22、1921の23、1924の2、1924の3、1924の5、1924の56、1924の57、1924の72、字下切1940の4、1940の10、1940の11、字戸石川東1942の2、1942の5、1942の9、1942の10、1942の17、1942の18、1998、2006の1、2006の10、字戸石川西2016の1、2016の6、塩江町安原下第3号字鮎滝上2015の6、2030の1、2030の5から2030の7まで、2030の9から2030の16まで、字橋谷2074の6、2076の1、2087の4、2087の31、2087の32、2128の1、2128の3、塩江町安原上字芦川1568の1、1570の1、塩江町安原上東字北井2483の1、2483の5、2484、字八丁2500の24、2504の2、2506の4、字北原2523の3、2523の4、2529の6から2529の17まで、2529の19から2529の28まで、2530の5、字柞野2533の3から2533の8まで、2533の27、2533の28、字塩谷2452の2、2455の2、2455の3、2458の3から2458の11まで、2458の70から2458の79まで、2459の2、2459の3、2462の4、塩江町上西乙字荒823の2、830の2、1189の2、1191の3、1191の4、1191の10、1191の11、字城原1002の2、1003の2、1192の2、1196の2、1197の2、1198の3、1200の2、塩江町上西甲字小出川2312の58（次の図に示す部分に限る。）、2312の1、2312の4、2312の9から2312の15まで、2312の17から2312の19まで、2312の21から2312の25まで、2312の27、2312の30、2312の31、2312の33、2312の37から2312の40まで、2312の43から2312の47まで、2312の54、2312の59から2312の62まで、2312の64、2312の66、2312の69、2312の72、2312の74、2312の75、香川町安原下第3号字鮎滝上2016の1、国分寺町国分字大禿2903の2、字黒岩2906の1、2906の3、2906の6、国分寺町新居字猪ノ尻3854の4、3854の9、3854の121、3854の125、3854の132、3862、3863の1、3863の2、3864の5、字岡3815の1、3815の2、3816の1、3816の10、3816の14、3816の20、3816の24から3816の26まで、3829の1、3830

### 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

高松市塩江町安原下第2号字高橋1917の12、1918の1、1918の2、1919の4、1921の1、1921の4から1921の6まで、1921の11から1921の14まで、1921の16、1921の22、1921の23、1924の2、1924の3、1924の5、1924の56、1924の57、1924の72、字下切1940の4、1940の10、1940の11、字戸石川東1942の2、1942の5、1942の9、1942の10、1942の17、1942の18、1998、2006の1、2006の10、字戸石川西2016の1、2016の6、塩江町安原上東字北井2483の1、2483の5、2484、字八丁2500の24、2504の2、2506の4、字北原2523の3、2523の4、2529の6から2529の17まで、2529の19から2529の28まで、2530の5、字柞野2533の3から2533の8まで、2533の27、2533の28、塩江町上西乙字城原1002の2、1003の2、1192の2、1196の2、1197の

2、1198の3、1200の2、国分寺町国分字大禿2903の2、字黒岩2906の1、2906の3、2906の6、国分寺町新居字猪ノ尻3854の4、3854の9、3854の121、3854の125、3854の132、3862、3863の1、3863の2、3864の5、字岡3815の1、3815の2、3816の1、3816の10、3816の14、3816の20、3816の24から3816の26まで、3829の1、3830

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)